

業界のさらなる底上げに期待

～賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が成立～

これまで未整備であったサブリース業務の法的ルールが明示されたことは、業界にとって大変意義深い。

賃貸住宅管理業の登録制度についても原則義務化となり、業界全体の信頼向上と底上げが期待できる。

一方で、管理戸数 200 戸未満の事業者に係る登録義務の適用除外や、業務管理者の要件に一定の講習を受講した宅建士を含める等、中小事業者の負担軽減と宅建業からの乗り入れ円滑化についてもご配慮いただいた。

これらの措置に感謝申し上げるとともに、賃貸管理業を魅力ある業界にするため、個々の会員業者が高い意識を持って取り組んでいけるよう、法律の目指すところをしっかりと周知していきたい。

令和 2 年 6 月 12 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久